

## 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正（案）の概要

県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下、「法」という。）及び千葉県環境保全条例（以下、「条例」という。）に基づき、工場・事業場に対し、排水中の有害物質等の項目ごとに定められた排水基準により、排水規制を行っています。

法で定める有害物質のうち、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、「硝酸性窒素等」という。）」については、一般排水基準値として100mg/Lが適用されていますが、この基準に直ちに対応することが困難な牛房施設等については、期限付きで暫定排水基準が設定されています。

条例においても、法と同様に硝酸性窒素等の一般排水基準値を100mg/Lとした上で、牛房施設等については、期限付きで暫定排水基準を設定しています。条例に基づく現在の暫定排水基準が令和4年10月31日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について、下表のとおり改正しようとするものです。

|         | 現行   | 改正案  |
|---------|--|--|
| 一般排水基準値 | 100mg/L                                    | 100mg/L（改正なし）  |
| 暫定排水基準値 | 牛房施設：500mg/L<br>鶏舎：500mg/L<br>馬房施設：500mg/L | 牛房施設：300mg/L<br>鶏舎：500mg/L（改正なし）<br>馬房施設：100mg/L（暫定排水基準を撤廃し、一般排水基準へ移行） |
| 経過措置の期間 | 令和元年11月1日から<br>令和4年10月31日まで                | 令和4年11月1日から<br>令和7年10月31日まで  |

### 1 改正の理由

国においては、全国の自治体から収集した排水実態等を踏まえ、現状では牛房施設等に関して、硝酸性窒素等の一般排水基準値100mg/Lを遵守することは困難であることから、法で暫定排水基準を設定しており、令和4年7月1日から、牛房施設は暫定排水基準値500mg/Lを300mg/Lに変更し、馬房施設は暫定排水基準を撤廃し、一般排水基準へ移行する改正が行われたところです。

条例の規制対象となる県内の牛房施設等についても、改正後の法に基づく排水基準の遵守が見込まれることから、基準の変更及び期限の延長を検討しています。

### 2 施行日（予定）

令和4年11月1日

条例施行規則の一部を改正する規則で規定する硝酸性窒素等の暫定排水基準（案）

（アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量に関して、単位：mg/L）

|                                  | 現行<br>（～R4.10.31） | 改正案<br>（～R7.10.31） | （参考）<br>一般排水基準 |
|----------------------------------|-------------------|--------------------|----------------|
| 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 |                   |                    |                |
| イ 牛房施設（牛房の総面積100㎡以上200㎡未満）       | 500               | イ 300              | 100            |
| ロ 馬房施設（馬房の総面積100㎡以上500㎡未満）       |                   | ロ 100              |                |
| ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000羽以上）            |                   | ハ 500              |                |
|                                  |                   | ※ロは、一般排水基準         |                |